

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	宜野湾市 生活保護に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宜野湾市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県 宜野湾市長

公表日

令和4年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>日本国憲法第25条に規定する理念および生活保護法に基づき、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する事務。具体的な事務は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活保護法第24条及び第25条の規定による保護の開始及び変更に関する事務 2. 生活保護法第26条の規定による保護の停止及び廃止に関する事務 3. 生活保護法第27条の規定による指導及び指示に関する事務 4. 生活保護法第28条の規定による立入調査及び検診命令等に関する事務 5. 生活保護法第29条の規定による資産、収入等の調査に関する事務 6. 生活保護法第30条から第37条までの規定による保護の方法に関する事務 7. 生活保護法第48条第4項の規定による保護施設長からの届け出の受理に関する事務 8. 生活保護法第62条第3項及び第4項の規定による被保護者が義務違反したときの保護の変更、停止及び廃止に関する事務 9. 生活保護法第63条の規定による被保護者が返還する金額の決定に関する事務 10. 生活保護法第76条の規定による遺留金品の処分に関する事務 11. 生活保護法第77条の規定による扶養義務者からの費用の徴収に関する事務 12. 生活保護法第78条の規定による不正に受けた保護費の徴収に関する事務 13. 生活保護法第80条の規定による保護金品の返還の免除に関する事務 14. 生活保護法第81条の規定による後見人の選任の請求に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 生活保護情報ファイル 2. 宛名管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ・宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条(第1項～第3項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 (1)番号法第19条第7号 別表第二 項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条(1、2号)、第9条(1～3号)、第11条(1号)、第12条(1～4号)、第17条(1号)、第19条(1～5号)、第20条(4～7、9、10号)、第21条(1、4、5、7～9号)、第22条(2～5号、7、9、10号)、第26条の4(1号)、第28条(1～5、7～9号)、第32条(1、2号)、第33条(3号)、第35条(1号)、第39条(1号)、第44条(1～6号)、第47条(2～15、17～23号)、第52条、第53条(1～3号)、第55条(1、5、6、8号)、第59条の2(1号)、第59条の3(1、2号)</p> <p>【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第7号 別表第二 項番 26</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条(1～6号)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉推進部 保護課
②所属長の役職名	保護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 総務課 情報公開担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 福祉推進部 保護課

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項	・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ・宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条(第1項～第3項)	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) 項番 9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120 (別表第二における情報照会の根拠) 項番 26	【情報提供の根拠】 (1)番号法第19条第7号 別表第二 項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条(1、2号)、第9条(1～3号)、第11条(1号)、第12条(1～4号)、第17条(1号)、第19条(1～5号)、第20条(4～7、9、10号)、第21条(1、4、5、7～9号)、第22条(2～5号、7、9、10号)、第28条(1～5、7～9号)、第32条(1、2号)、第33条(3号)、第35条(1号)、第39条(1号)、第44条(1～5号)、第47条(2～11号)、第52条、第53条(1～3号)、第55条(1～4号) 【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第7号 別表第二 項番 26 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条(1～5号)	事後	
平成28年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年4月1日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	12. 生活保護法第78条の規定による不正に受けた保護費の返還に関する事務	12. 生活保護法第78条の規定による不正に受けた保護費の徴収に関する事務	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 (1)番号法第19条第7号 別表第二 項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条(1、2号)、第9条(1～3号)、第11条(1号)、第12条(1～4号)、第17条(1号)、第19条(1～5号)、第20条(4～7、9、10号)、第21条(1、4、5、7～9号)、第22条(2～5号、7、9、10号)、第28条(1～5、7～9号)、第32条(1、2号)、第33条(3号)、第35条(1号)、第39条(1号)、第44条(1～5号)、第47条(2～11号)、第52条、第53条(1～3号)、第55条(1～4号) 【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第7号 別表第二 項番 26 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条(1～5号)	【情報提供の根拠】 (1)番号法第19条第7号 別表第二 項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条(1、2号)、第9条(1～3号)、第11条(1号)、第12条(1～4号)、第17条(1号)、第19条(1～5号)、第20条(4～7、9、10号)、第21条(1、4、5、7～9号)、第22条(2～5号、7、9、10号)、第26条の4(1号)、第28条(1～5、7～9号)、第32条(1、2号)、第33条(3号)、第35条(1号)、第39条(1号)、第44条(1～6号)、第47条(2～15、17～23号)、第52条、第53条(1～3号)、第55条(1、5、6、8号)、第59条の2(1号)、第59条の3(1、2号) 【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第7号 別表第二 項番 26 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条(1～5号)	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 生活福祉課長 宮城 正弘	②所属長 生活福祉課長 野村 斉	事後	
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 生活福祉課長 野村 斉	②所属長の役職名 生活福祉課長	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月19日	IV リスク対策	なし	新規追加(新様式への変更による記載事項の追加)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①部署 福祉推進部 生活福祉課 ②所属長の役職名 生活福祉課長	①部署 福祉推進部 保護課 ②所属長の役職名 保護課長	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	生活福祉課	保護課	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象対象の人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	